

## 不法投棄等による刑罰の事例

事件内容	刑罰
( )内は逮捕又は起訴された年	
<p><b>1 不法焼却（平成18年）</b> 都内建設会社が甲州市の資材置場で建設廃材（約10m<sup>3</sup>）を野外焼却した事件（同社代表者逮捕）</p>	懲役1年 （執行猶予3年） 罰金40万円
<p><b>2 産業廃棄物不法投棄（平成18年）</b> 大月市の有限会社（解体業）代表者が解体による産業廃棄物（約11m<sup>3</sup>）を自宅敷地及び農地に不法投棄した事件</p>	懲役2年 （執行猶予3年） 罰金法人300万円 個人100万円
<p><b>3 産業廃棄物不法投棄（平成20年）</b> 産業廃棄物中間処理業者が忍野村の民有地に茶殻やおからを不法投棄した事案で、中間処理業者の代表者は「茶殻とおからの混合物は堆肥である」などと主張し、不法投棄を認めなかったが、県は同人を不法投棄で告発した事件</p>	懲役2年 （執行猶予3年） 罰金50万円
<p><b>4 措置命令違反（平成21年）</b> 大月市の有限会社（解体業）代表者による上記2の事案において、自宅敷地及び農地3箇所に堆積した産業廃棄物の全量撤去を命じた措置命令に従わないため、同人を告発した事件</p>	懲役1年6か月 罰金100万円
<p><b>5 産業廃棄物不法投棄（平成22年）</b> 東京都品川区の店舗併用住宅の解体で発生した産業廃棄物（約3.7t）が身延町に不法投棄された事件</p>	懲役2年4か月 （執行猶予3年） 罰金50万円
<p><b>6 不法焼却（平成22年）</b> 会社従業員が韮崎市で建設廃材（フレコンパック2袋分）を野外焼却した事件</p>	罰金20万円
<p><b>7 産業廃棄物不法投棄（平成22年）</b> 甲府市の家屋の解体で発生した産業廃棄物（約55m<sup>3</sup>）が北杜市に不法投棄された事件</p>	罰金100万円
<p><b>8 一般廃棄物不法投棄（平成23年）</b> 不用品回収により集められた衣類、家財道具などの一般廃棄物（約1t）が南アルプス市に不法投棄された事件</p>	(主犯格) 懲役1年 （執行猶予4年） 罰金50万円
<p><b>9 産業廃棄物不法投棄（平成24年）</b> 道志村の山林に木造建物の解体で発生した産業廃棄物（約1.5t）が不法投棄された事件</p>	(主犯格) 懲役1年 （執行猶予3年） 罰金50万円